

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (適正化担当) (06-6615-6685)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	道路管理者等の監督処分
概要	道路の管理を適正にして、道路の保全及び一般交通の用を確保するためには、道路の管理の障害となる事実が生じた場合及び公益上やむをえない必要が生じた場合に、障害を除去するための有効適切な処分あるいは措置を講じることが必要であるため、監督処分を行う場合があります。
根拠法令等 及び条項	道路法第71条
処分基準	監督処分の権限はきわめて広範囲に及ぶので、処分の基準を設定するのは性質上困難であるが、道路管理者はこの権限を行使するに当たっては、違反の程度、故意又は過失の程度、道路管理者の受けた損失の程度等を勘案して、本市管理道路を保全し、一般交通の用を確保するために必要な限度を超えない範囲で処分あるいは措置を行うものとしています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考 (参考)	